

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年12月15日(水)午後1時 議場

出席委員(8名)

(委員長) 国 頭 靖 (副委員長) 田 村 謙 介
遠 藤 通 又 野 史 朗 三 鴨 秀 文 矢 倉 強
安 田 篤 渡 辺 穰 爾

欠席委員(1名)

中 田 利 幸

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】

[総務管財課] 松本課長

【経済部】 杉村部長

[商工課] 頼田課長 上場商工振興担当課長補佐 長門商工振興担当係長

【文化観光局】 奥田局長

[観光課] 石田課長 田仲課長補佐兼観光戦略担当課長補佐

[スポーツ振興課] 深田課長

[文化振興課] 原課長 木村課長補佐兼文化振興担当課長補佐

【農林水産振興局】 中久喜局長兼農林課長

[農林課] 森脇課長補佐兼土地改良担当課長補佐

[水産振興室] 赤井室長

【都市整備部】 隠樹部長

[建設企画課] 遠崎課長 足立総務担当課長補佐

[都市整備課] 北村課長 森公園街路担当課長補佐

伊藤河川橋りょう担当課長補佐 本干尾米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 伊達次長兼課長 古田道路改良担当課長補佐

瀬尾課長補佐兼道路維持担当課長補佐

足立排水路維持担当課長補佐

[営繕課] 西村課長

[建築相談課] 前田次長兼課長 大櫃開発審査担当課長補佐

[住宅政策課] 池口課長

【下水道部】 下関部長

[下水道企画課] 遠藤課長 深吉下水道企画室長 中村総務担当課長補佐

[下水道営業課] 足立次長兼課長

[整備課] 山中課長 本池課長補佐兼管路整備担当課長補佐

清水管路維持担当課長補佐

[施設課] 山崎課長 見山施設維持担当課長補佐

松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐

【農業委員会事務局】 宅和事務局長

【水道局】 朝妻局長

[計画課] 金田副局長兼課長 白須企画広報担当係長 大東計画推進担当係長

[総務課] 伊原次長兼課長 田中財務担当課長補佐 羽柴財務担当係長

[浄水課] 松前次長兼課長

[施設課] 石田課長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐 大東議事調査担当主任

傍聴者

安達議員 石橋議員 稲田議員 岡村議員 門協議員 土光議員 森谷議員

矢田貝議員

報道関係者 2人 一般 1人

審査事件及び結果

議案第 1 1 0 号 米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第 1 1 1 号 米子市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について [原案可決]

議案第 1 1 2 号 事業委託契約の締結についての議決の一部変更について [原案可決]

議案第 1 1 3 号 米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の指定管理者の指定について [原案可決]

議案第 1 1 4 号 町の区域の変更について [原案可決]

報告案件

- ・第 1 2 回「中海会議」における「中海沿岸農地排水不良WG」報告について [経済部]
- ・米子市事業継続応援特別支援金の給付要件緩和について [経済部]
- ・令和 3 年度米子市下水道事業の予算繰越しについて [下水道部]

~~~~~

### 午後 1 時 0 0 分 開会

○国頭委員長 ただいまから都市経済委員会を開会いたします。

中田委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、9日の本会議で当委員会に付託されました議案5件を審査するとともに、3件の報告を受けます。

経済部所管について審査をいたします。

議案第 1 1 4 号、町の区域の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

中久喜農林水産振興局長。

○中久喜農林水産振興局長兼農林課長 議案第 1 1 4 号、町の区域の変更について説明いたします。令和 3 年米子市議会 1 2 月定例会議案を御用意ください。

議案第 1 1 4 号、町の区域の変更についてでございます。これは、皆生地区の県営土地

改良事業に係る事業区域の換地処分に伴い、皆生一丁目及び二丁目の区域を変更しようとするものでございます。具体的には、次ページの図面を御確認いただきたいと思っております。

皆生一丁目と二丁目の町界は、これまでは破線の位置にございましたが、これを新たに実線の位置に変更するものでございます。説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第114号、町の区域の変更について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後 1 時 0 2 分 休憩**

**午後 1 時 1 3 分 再開**

**○国頭委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

経済部から2件の報告がございます。

最初に、第12回「中海会議」における「中海沿岸農地排水不良WG」報告について、当局からの報告をお願いいたします。

中久喜局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 第12回「中海会議」における「中海沿岸農地排水不良WG」の報告をさせていただきます。お配りの資料、第12回「中海会議」における「中海沿岸農地排水不良WG」報告についてを御覧ください。

1、開催日時、2、場所は御覧のとおりでございます。3の出席者は裏面に記載されています。

報告事項は2点ございまして、1点目は、崎津モデル地区と彦名地区の他工事流用土受入れについてでございます。参考資料を横向きで見ていただきまして、1ページ目に米子市弓浜部の平面図がございますが、緑色の実線で囲まれた区域が農地排水不良区域でございます。左のほうに、赤枠斜線のところが他工事流用土による農地のかさ上げを行っている崎津モデル地区になりまして、中央の赤枠斜線のところが彦名地区になります。

受入れ状況についてですが、2ページに崎津モデル地区をまとめております。平成22年度から受入れを始めまして、昨年度は全体計画3.3ヘクタールのうち0.19ヘクタールをかさ上げしております。昨年度は、鳥取県の県道工事と米子市の市道工事で発生した残土を利用しております。これによりまして、現在の崎津地区のかさ上げの進捗率は59.4%になり、今年度につきましては、約0.1ヘクタールのかさ上げ工事を12月に完了し

ました。

3 ページに、彦名地区についてまとめてあります。全体計画 0.7 ヘクタールのうち、0.18 ヘクタールをかさ上げしております。米子市の河川工事で発生した残土を利用しておりまして、市内の仮置き場所に必要量を確保しております。これによりまして、現在の彦名地区のかさ上げの進捗率は 25.7% になり、今年度のかさ上げにつきましては、現在工事中でございます。

次に、2 点目は、新たなかさ上げ農地についてでございます。4 ページに、新たなかさ上げ農地の位置図でございますが、地元より連絡がありました 2 か所を赤丸で表示しております。

1 つ目に、右側の赤丸につきましては、彦名地区ではありますが、排水不良区域外のため、排水不良区域内の箇所を連絡していただくようお願いいたしました。

続きまして、2 つ目の左側の赤丸につきましては、崎津地区であります。排水不良区域内でありますので、崎津モデル地区完了の見通しがついてきましたので、崎津モデル地区完了後にかさ上げ工事を行うため、今後、周辺農地のかさ上げ同意確認と、ストックヤード確保の地元調整を行いたいと考えております。

かさ上げた農地の営農状況につきましては、5 ページと 6 ページにまとめております。左から、受入れ前、受入れ後、営農状況、耕作者の声をまとめております。3 か所を表示しており、かさ上げた農地は、おおむね良好に営農されております。

次に、7 ページに、現在行っております農地のかさ上げによる排水不良対策について、現状、改善策、実施効果についてまとめております。

そして、8 ページに、これまでに指摘された課題や、崎津モデル地区でのかさ上げを実施する中で出てきた課題と、今後の対応策についてまとめております。今回のワーキンググループでの協議結果でもありますが、今後の対応といたしまして、引き続き鳥取県西部地区建設発生残土対策協議会の残土の情報提供を依頼するという事で、関係機関に情報提供をお願いしました。

2 点目は、彦名地区は、引き続きかさ上げ農地の展示効果により、新たなかさ上げ農地の確保及び圃場整備事業について、地元聞き取りを行いたいと考えております。

以上、第 12 回中海会議の報告を終わります。

**○国頭委員長** 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

又野委員。

**○又野委員** 先ほど説明のあった 4 ページの、地元から希望があったけれども、対象区域外だったので、対象区域内のところをまた聞いていくという話でしたけれども、この対象区域外だったってところは、もう排水不良の状況は実際ないってことですか。あるから希望されたということではない、だったんでしょうか。そこら辺ちょっと教えていただけますでしょうか。

**○国頭委員長** 森脇農林課長補佐。

**○森脇農林課長補佐兼土地改良担当課長補佐** 地元聞き取りの結果につきましては、排水不良区域外でありましたが、排水不良は地元の方はあるということで話を伺いました。ただ、そこは緑枠線のやっぱり外側になりますので、詳しい調査はちょっと行ってございませ

んが、地元の方の御意見はちょっと排水不良がありますということでありました。

○**国頭委員長** 又野委員。

○**又野委員** 実際排水不良があるというふうに言っとられる以上、やっぱりちょっと調べていただいて、本当に対応できないのかどうなのか、そこら辺ちゃんと対応というか、調査とかしていく必要があると思うんですけども、そこら辺、今後はそういう予定はあるんでしょうか。

○**国頭委員長** 森脇課長補佐。

○**森脇農林課長補佐兼土地改良担当課長補佐** 今後の調査につきましては、今現在、彦名地区の農地のかさ上げをしております、その中で、ここも含めた形で圃場整備とかどうかっていう話を地元で打診しております、その辺をまた再度説明して、聞き取りをしながら、全体的にうまく整備ができないかっていうことも調整していきたいと思えます。

○**国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**国頭委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市事業継続応援特別支援金の給付要件の緩和について、当局からの報告をお願いいたします。

頼田商工課長。

○**頼田商工課長** お手元にお配りをしております同表題の資料を御覧ください。

この支援金は、9月議会の最終日提案といたしまして、1件当たり10万円、全体で900件を見込みまして、9,000万円の予算をお認めいただいたものでございます。現状といたしましては、資料の3に掲載をしておりますとおり、コロナ前の令和元年7月から9月のいずれかの月の売上げと比較いたしまして、昨年と今年の2か年とも50%以上減少していることを給付要件として、10月22日より受付を開始したところでございますが、12月10日現在で278件、本日現在で303件と、予算額の3分の1程度にとどまっている現状でございます。本支援金の財源といたしましては、資料の5に参考として記載をしておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）と県のコロナ禍緊急交付金でございます、いずれも新型コロナで影響を受けた事業者を直接給付金等で支援する目的の財源であることに鑑みまして、このたび要件を緩和し、支援の対象を広げたいと考えております。

緩和後の要件といたしましては、資料の3、変更後に記載をしておりますとおり、現行の減少率50%以上としておりますのを30%以上へ緩和することに加えまして、コロナ前の令和元年7月から9月のいずれかの月と比較いたしまして、本年同月の売上げが50%以上減少しているといった、①、②の要件のいずれかに該当をしていれば、対象としたいというふうに考えております。

また、この要件緩和に伴いまして、これまで申請期限を1月14日までとしておりましたのを1月31日まで延長する予定としております。

また、要件緩和の広報につきましては、本日の委員会報告後、速やかに米子市のホームページに掲載するとともに、市内に配られる朝刊全紙に広告を折り込むほか、各経済団体や各業界団体への周知を図ってまいりたいというふうに考えております。報告は以上です。

○国頭委員長 当局からの説明が終わりました。

皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、以上で経済部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 4 分 休憩

午後 1 時 3 5 分 再開

○国頭委員長 都市経済委員会を再開いたします。

下水道部から 1 件の報告がございます。

令和 3 年度米子市下水道事業の予算繰越しについて、当局からの報告をお願いいたします。

遠藤下水道企画課長。

○遠藤下水道企画課長 そういたしますと、令和 3 年度米子市下水道事業の予算繰越しについて御報告をいたします。資料は先ほど見ていただいたと思いますが、A 4 横長の資料 1-1 を御用意ください。

公営企業の建設改良費の繰越しにつきましては、議決案件ということではございませんが、下水道事業の進捗状況ということで、現時点で繰越しになると見込まれる事業につきまして、昨年度と同様、本委員会で御報告をさせていただくというものでございます。

今年度予算のうち、繰越し予定の工事は一覧に記載の 21 件でございます。これらは入札不調によるもの、施工方法の調整など再検討が必要になったもの、また鳥取県、水道局、小学校の工事との工程調整に日数を要したこと等々によりまして、年度内の完了が見込めない工事でございます。これに伴いまして、今年度予算の建設改良費の総額 4 億 4 千万 2,064 万 5,000 円のうち、7 億 8,183 万円を翌年度に繰り越す見込みとなったものでございます。

対象工事の箇所につきましては、次のページの資料 1-2 にお示ししております。資料の右下部分に続きます日原、宗像地区につきましては、紙面の都合上、左下の部分でお示しをしております。

なお、実際に翌年度に繰り越した予算につきましては、例年どおり、その確定額を繰越計算書によりまして議会に御報告することとしております。報告は以上です。

○国頭委員長 説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、以上で下水道部からの報告を終わります。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 8 分 休憩

午後 1 時 4 0 分 再開

○国頭委員長 それでは、都市経済委員会を再開いたします。

水道局所管について審査いたします。

議案第 111 号、米子市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

伊原次長。

**○伊原水道局次長兼総務課長** 議案第111号について御説明いたします。

本議案は、令和3年8月20日の都市経済委員会において御報告いたしましたとおり、米子市工業用水道事業の廃止に伴い、関係条例の廃止と所要の整備を行うものでございます。

改正及び廃止の内容、施工期日等につきましては、本日お配りしております資料、こちらの中段、改廃内容に記載のとおりでございます。説明は以上です。

**○国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けての委員の皆さんの御意見ををお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第111号、米子市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後1時42分 休憩**

**午後1時45分 再開**

**○国頭委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

都市整備部所管について審査いたします。

まず、議案第110号、米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

前田都市整備部次長。

**○前田都市整備部次長兼建築相談課長** では、議案第110号、米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。先月、11月の当委員会で概要報告しておりますが、改めて資料に沿って御説明いたします。

近年頻発する自然災害を背景に、国は市街化調整区域内の災害リスクの高い区域での規制をより強化するため、都市計画法を改正したところでございます。本市の市街化調整区域では市街化を抑制することを原則としておりますが、区域や建物の用途など一定の条件を条例で定めまして、自己用住宅などの建築を特例的に許可しておるところでございます。このたびの法改正によりまして、災害レッドゾーンの区域に加え、災害イエローゾーンで

あります土砂災害警戒区域、それと一定の水位以上の浸水想定区域、これも条例許可区域から除外することとなるため、条例を改正するものでございます。説明は以上でございます。

○**国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

遠藤委員。

○**遠藤委員** これの中身というのは、ちょっと文章だけでは、地域的を含めて、どの地域がこれに当たって、どうなるかっていうのが分かりにくいけども、そういうものはもう出来上がって、報告はしてああだかいな。

○**国頭委員長** 前田次長。

○**前田都市整備部次長兼建築相談課長** 先般のときにも、今日と前回と同じ資料でございまして、基本的にはハザードマップが米子市のほうでもございます。そちらのほうは、いわゆるイエローゾーンでありますとか、土砂災害の区域でありますとか、そういうところは表現しておりますが、前回の資料ではちょっと、申し訳ございません、添付はしてございません。

○**国頭委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** いや、聞いているのは、ハザードマップに今回の改正の分も載つとるわけですか。

○**国頭委員長** 前田次長。

○**前田都市整備部次長兼建築相談課長** 載っております。

○**国頭委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 今回条例で制定される分が載っておるってということですか。

○**国頭委員長** 前田次長。

○**前田都市整備部次長兼建築相談課長** そうでございます。

○**国頭委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 不見識かもしれんけども、それは議会には配ったんですか。

○**国頭委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 私のほうから少し補足をさせていただきます。違ってたら多分また次長が補足すると思いますが、今の次長が申しあげましたのは、今回除くのは、法改正に伴って、資料にも書いてあるとおり、いわゆる災害イエローゾーンと呼ばれる土砂災害警戒区域、あるいは浸水想定区域、これを従来は条例で縛ってたんですけども、もう法のほうで縛るようになりまして、除くという、こういう改正であります。その対象地域はどこだというのが、今、遠藤委員の御質問であります、その該当区域というのは、今、前田次長のほうから申しあげたとおり、既に議員さんにもお配りしている、防災のほうで作ってます災害のハザードマップ、これに浸水区域や土砂災害警戒区域と呼ばれるものが図示されております。大変恐縮ですが、それと、それからいわゆる都市計画図の市街化調整区域の図面を重ねていただくと、つまり市街化調整区域に存在する災害イエローゾーンというのが今回の対象地域になると、こういうことを多分言いたかったんだと思いますが、いいですか、それで。

そういうことでありますので、いわゆる、既にお手元にあると思いますが、防災のハザードマップの中で、土砂災害警戒区域と、それから浸水想定区域、これで、かつ市街化調整区域にあるところが今回の条例改正の対象地域というふうにお読み取りいただければということでもあります。以上です。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

田村委員。

**○田村委員** 以前、本会議のほうで私も質問したんですけれども、先般完成した法勝寺川と小松谷川の合流部の改修事業というのがありまして、そういうものによって、市長も、もうこれ、何十年も大丈夫だと言っていたくほど安全になった状況がございます、その周辺の部分。まだそこはいわゆる災害レッドゾーンという色分けになってるんですけれども、そういったところの見直しというのは、今後本市として考えられるんでしょうか伺います。

**○国頭委員長** 前田次長。

**○前田都市整備部次長兼建築相談課長** 先ほど委員のほうが言われました、小松谷川と法勝寺川の合流していくところ、確かに今の浸水区域、色濃く出ております。また、日野川と法勝寺川とのすりつく部分、こちらのところも色濃く出ております。今後また防災所管の部分の担当のほうともしっかり調整しまして、今後、その後の見直し、出てくる可能性も十分あり得ると思います。その状況を見つつ、今回のエリアも設定し直す場面が出てくるんじゃないか、そのように考えております。以上です。

**○国頭委員長** 田村委員。

**○田村委員** 分かりました。ほかにも崩落危険のイエローだったりとか、そういうところも工事が進捗してるような状況もございますので、これは上位法の改正で、仕方がないことではありますけれども、やはり住んでおられる方に制限がかかるということをまず念頭に置いていただいて、そういった見直しについては前向きに検討いただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

**○国頭委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けての委員の皆さんの御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第110号、米子市市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号、事業委託契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

北村都市整備課長。

**○北村都市整備課長** 議案第112号、事業委託契約の締結についての議決の一部変更についてを説明いたします。

議案第112号は、令和2年6月議会の議決を得ました米子駅南北自由通路等整備事業に伴う自由通路工事に係る委託契約金額を変更するもので、先月、11月16日の委員会で報告させていただきました事業費の増額に伴うものです。現締結額23億8,701万9,000円を31億441万6,000円に変更するものです。説明は以上です。

**○国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これは債務負担行為で上がっておりますよね、7億1,700万というのが。これは、債務負担行為では工事請負費で上がっておりますよね、7億1,740万。それからもう一つ、8億9,310万、これは移転補償費、これも債務負担行為に上がつるとるわけなんだけど、こっちのほうは議案が出ていないような感じなんだけど、これは議案には関係ないわけですか。工事費のほうの7億1,000万は議案で議会の議決を求めておられるけども、もう一つの債務負担行為の8億9,300万のほうは議案に載っていないようなんだけど、これをちょっと説明してくれますか。

**○国頭委員長** 北村都市整備課長。

**○北村都市整備課長** このたびの議案第112号につきましては、委託工事の関係がございまして、1億5,000万円以上のものに関するものは議決を得るというので、条例で定まっております。

移転補償につきましては、この債務負担行為が補正予算で上がっておりますので、そこの議決を得るというふうな認識をしております。

**○国頭委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 詳しいことはちょっと分からんけども、今112号で上がってる分は、JRの自由通路のいわゆる工事請負金額、これを、今までの協定よりも追加した形になりますよという議決行為だと思うんですよね。112号とは関連しないかしらんけども、この112号じゃなくしても、債務負担行為で上がっているわけですよね。

もう一つ、駅の自由通路の移転補償費、これも8億9,300万で上がっているわけです。これは、議案の単独案件ではなくて、予算議決ということになるんですか。

**○国頭委員長** 北村課長。

**○北村都市整備課長** そういうふうに認識しております。

**○国頭委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 両方も、いずれにしても、契約上の変更を伴う内容になるというふうに思うんですが、協定書の変更に關わることなのに、予算だけの議決になって、単独での議案の議決にはならない。この使い分けっていうのはどういうことなんですか。

**○国頭委員長** 本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長。

**○本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長** 本市の条例で、米子市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例という中に、第2条になりますけれども、議

会の議決に付さなければならぬ契約として、予定価格1億5,000万以上の工事または製造の請負とするという規定がございますので、今回工事に関しては議決を求めているところでございます。以上です。

○**国頭委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それなら、意味が分かりますが、補償費のほうはどうなるんですかっていうこと聞いてる。

○**国頭委員長** 本干尾室長。

○**本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長** 補償費のほうはこの規定に当たらないものと認識して、今回、債務負担の予算をお願いをしているというところでございます。以上です。

○**国頭委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** ちょっと分からないんだけど。これは11月30日に部長名で説明資料が議会に配られています。それを見ると、この補償費の関係でも、この協定書なり、基本協定書の流れを追っていくと、ちょっと腑に落ちない部分があるんですよ。ちょっと私なりに説明しますから、間違っておれば指摘をいただきたいんですが。この一般補償に関する協定が組まれたのが平成29年の3月31日付で、13億6,590万5,000円になっています。そして、一般補償で、次が平成30年、1年後に12億4,557万3,000円、こういう協定書があります。これを見ると、29年度の13億6,590万円が、平成30年度の3月の段階では12億4,552万円に訂正されて減ったと、こういう流れに読み取るんですけども、いうことなんですけど、それから見て今度は、公共補償費との関係の基本協定、これは平成30年の3月26日には、市のほうの負担額としては15億2万5,000円、乙、JRのほうは2億193万で、合計17億195万、こういうふうになっておって、令和2年度の8月28日で、今度は23億8,700万円、それが今回の補正で31億4,400万。こういう流れの協定書から順を追っていくと、こういう数字が見えるわけですよ。

そこで分からないのは、この公共補償で3月26日に組んだ17億、これが今度は、令和2年のときには23億に跳ね上がっておる。米子市の負担だけで見ると8億追加されているわけですね。今回また新たに31億、こういうふうに加えていくと、こういう流れになっておるんですけど、これはあれなんですか、議決行為には全く関係なしに協定書が結ばれているということなんですか。

○**国頭委員長** 本干尾室長。

○**本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長** 2018年、平成30年に結んでいる基本協定につきましては全て補償の協定でございまして、今言われた17億という分につきましては、公共補償の協定書になります。工事の協定書につきましては、2020年8月28日に結んだ協定が一番最初の協定でございます。以上です。

○**国頭委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そうすると、これはその時々こういう形で債務負担行為で追加されて金額が動いていくわけなんですけども、もともと債務負担行為では、このJRの関係で何ぼ最初に組んだのか、総額があると思いますね。我々も資料もらってますから、それを調べて本来なら議論すべきなんだけど、なかなか過去の資料は拾い出しにくいもので。例えば、

その債務負担行為を組んだ元の金額と、その中で、補償費と工事費というのが出てくるわけだと思いますよね。それに伴って、今回は補正で今度上がるわけですよね、新たに追加になるわけですよ、補償費、工事費は。そういうものを出した結果、今まで支出した金額はどのような形になってる、いわゆる残額は幾らになるかと、こういうものが見える資料を僕は提出してもらいたいと思うんだけど、いかがですか。これだとちょっとね、その時々金額は見えても、全体の流れが、過去というか、スタートを含めて進行形で見えないんですよ。これを見とってそう思うんだけど、どうでしょうな。

○国頭委員長 本干尾室長。

○本干尾都市整備課米子駅周辺整備推進室長 今設定しています債務負担行為につきましては、工事につきましては令和2年3月に14億4,000万、それから、補償につきましては平成29年6月に25億9,000万の債務負担行為が設定してありまして、工事につきましては、債務負担の設定期間が令和3年から4年度、今年度と来年度の期間になってますので、まだその部分での執行というのはありませんが、補償につきましては平成30年度から執行しておりますので、その資料につきましてはちょっと改めて資料提供させていただきたいと思います。以上です。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 それと、これは全く私は推移が分からないけども、平成30年度の3月26日に、現市長がJRの支社長と協定書を交わしていますね。これは一般補償の分です。その協定書の中に、条項に、第12条なんですけども、請求権の放棄という条項が入っています。これは、乙は物件の除却等に伴って生じる損失についてはこの協定に定めるもののほか、いかなる名目を問わず、今後一切、甲に対して請求をしないと、こういう請求権の放棄がこの平成30年3月26日の協定書には載っております。しかし、これとほかに、今申し上げた平成29年、平成30年の、今度は工事補償、あるいは令和2年、これらについては一切こういう請求権の放棄というのは、協定書には項目が入っておりませんが、この関係というのについて分かりますか。なぜ請求権が条項に入っていて、ほかのところでは一切その請求権が今度は逆にないという、この流れというのはどういうことかイメージをしているんですか。

○国頭委員長 北村課長。

○北村都市整備課長 今言われました協定書、平成30年3月26日の第12条、請求権の放棄に関する協定書は、一般補償の協定書でございまして、一般補償というのは基本的には渡し切りが原則ということの考えから、こういう12条というのが設定されているというふうになっております。

○国頭委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 つまり、これは30年3月26日になっておるんですが、その後の分についてはこれが載っていないですけど、これはもう効力は失っているということですか、協定書の。それ、効力が残っていることになりませんか。

○国頭委員長 隠樹都市整備部長。

○隠樹都市整備部長 先ほど課長のほうが申し上げましたけども、先ほどの最初の30年3月26日の協定書というのは一般補償に関する協定書でございまして、この一般補償につきましては、1回金額を渡しますと、もうそれでその後の変更等はないという性格の

ものでございますので、この協定書には、先ほどもおっしゃられました12条の条文が載っておりますけども、後の協定書につきましては、次の、2018年の3月26日の協定につきましては、これは公共補償に関する協定書でございます、一般補償の協定書とはまた別物になっておりますので、こちらについては、先ほども言いましたけど、渡し切りということではございませんので、そういった12条なる条文は載っていないということでございます。

また、工事に関する令和2年の協定書につきましても同じでございます、これにつきましても、一般補償の協定書ではございませんので、先ほども12条の条文とおっしゃられましたけど、その条文は載っていないということになっております。

**○国頭委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 分かりました。そこでちょっと重ねて伺っておきたいと思うんですけども、今回のこの公共補償や工事補償含めて、事業費の総額は、あれ、76億でしたかね、ことで、これはたしか議論させてもらったと思うけども、そのときに、当初この南北の自由通路問題がJRとの話し合いの中で出てきて、橋上駅という議論が起きましたよね、一番最初のスタートは橋上駅。橋上駅ができるのが65億、こういう事業費が概算で公表されました。それはあんまり高いじゃねえかと、あんまり規模が大き過ぎるじゃねえかというようにいろんな議論があって、その後、橋上駅をやめて、半橋上駅という名称に変わって、それが50億だという話で、ああ下がったなど、こういうことのような流れが起こってるわけですよ。

今回76億、これ、半橋上駅でやる事業としての金額だと思うんですが、仮に橋上駅に事業を持っていくとしたら、これよりもさらに多く事業費がかかると、こういうことになるんですか。なぜこういうことを聞くかということ、橋上駅の場合、意外と利便性が高かったんです。だけど、半橋上駅になると少し利便性が悪いと、こういうことの意味も出たと思うんです。そういうことから含めると、この76億というものの数字が出てきた以上は、当時の橋上駅の65億からすると、さらに半橋上駅でも10億高い、こういう事業費の比較になってくるわけなんですけども、橋上駅に転化した場合には、事業を、この76億の半橋上駅よりもさらに上回ると、こういうことになるんですか。具体的にそういう積算とか何かされたことがありますか。

**○国頭委員長** 北村課長。

**○北村都市整備課長** 65億につきましては概算金額で設定しているものであります。このたび76億っていうものは詳細設計を行った結果によるものでありますので、橋上駅を詳細設計していない以上、ちょっとその辺がどうなるかというのは分かりかねます。

**○国頭委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ここまで事業が進展しとって元に戻すというのは、話をしてもどうにもならない話なんだけども、ただ、当初スタートしたところの段階から考えてみると、それらとの事業の比較というものについては、説明をする責任が、議会の側にも、行政の側にも私はあるような気がするんですよ。そういう意味では、私はそういうことも含めて、検討した結果、資料の提供ができれば、私は求めておきたいと思うんですが、いかがですか。

**○国頭委員長** 隠樹部長。

**○隠樹都市整備部長** こちらもできるだけ情報を集めて、先ほど委員がおっしゃいました

ような資料のほうは整理をしてみたいとは思いますが、先ほど北村課長も言いましたように、橋上駅の時点での、その考え方で積算というのはあくまで概算でございまして、橋上駅にするか半橋上駅にするかということで、半橋上駅ということで実際に事業がスタートしております。その後詳細設計を行って今の状態が逐次構築されてきておりますので、委員もおっしゃいましたが、また原点に戻って橋上駅で詳細設計というのはちょっとできることではないと思っておりますので、十分な資料は結果的に御用意ができないかも分かりませんが、一定の努力をしてみたいという具合に思います。

**○国頭委員長** ほかにありませんか。

又野委員。

**○又野委員** 幾つか聞かせてもらいたいですけれども、最初に、先ほどの遠藤委員の質問の中であった一般補償と公共補償と、その工事費の協定の中で、一般補償の部分については請求権の放棄があるんですけれども、ほかのところではないということで、なぜそういう違いが起きるのかをちょっと聞かせてもらってもいいでしょうか。

**○国頭委員長** 北村課長。

**○北村都市整備課長** 先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、一般補償といいますのは、基本的には渡し切り、渡し切りが原則というふうに考えておりますので、その後に変更等があっても増額変更、減額変更というのはいないという意味での請求権の放棄ということではやっておりますが、あとの基本協定、公共補償と工事につきましては、条件が変わったとか、そういう場合には再度改めて協議して金額設定等を行うということで、そういう言葉は入っておりません。

**○国頭委員長** 又野委員。

**○又野委員** ちょっともしかしたら基本的なところかもしれないですけども、一般補償はもう渡し切りで、それ以降はもう全く、基本的に変わらないものということでよろしいということで、それ以降は変更はもう起きないものなんですね、一般補償というのは。

**○国頭委員長** 北村課長。

**○北村都市整備課長** 基本的には起きないというふうになります。

**○国頭委員長** 又野委員。

**○又野委員** ちょっとそれとは離れるんですけれども、これまで委員会とか全協とかでも話をされてきた中で、この増額の変更の中で、費用便益の話が出てたと思います。ちょっとそのことで疑問がありましたので、これと関連してると思いますので、聞かせてもらいたと思うんですけれども。

便益計算の資料を私もちょっと見させてもらったんですけども、その中で、車の走行時間の短縮便益というところで、これまでの図面、もし皆さん持っておられれば、見ていただくと分かりやすいのかもしれないですけども、明道地下道の交差点から駅前に行く道ですけども、今でしたら、明道地下道から総合事務所前の交差点を通過して米子駅前に行くということで、ここから駅南のほうに移ると時間が短縮されるということで、その分が計算されてるんですけども、その部分が非常に時間短縮便益が大きなものになって、その分、金額に直すと大きな便益が出るということなんですけども、その明道地下道の交差点のところから総合事務所前の交差点に行くところは、例えば、速度でいくと時速24.9キロと書いてあって、走行時間でいえば約2分程度でその区間を通り過ぎるという

ふうに出ています。総合事務所前のところから米子駅前のところだと、速度が5.2キロ、明道地下道から総合事務所前24.9キロなのに、急にそこから5キロ程度に走行速度が落ちて、かかる時間も8.5分となっていて、あまりにも何かその速度が違い過ぎるような気がしまして、ちょっと実際、人が歩くスピードってどれぐらいなのかなと調べてみたら、歩行速度って4から5キロらしいんですよ。人が歩くのと、ちょっと早歩きぐらいのスピードしか、総合事務所前の交差点から米子駅前までの、車で通る場合そんなに遅いのかなと。私もちょこちょこ通ることがあるんですけども、そんなに遅い速度で車が走っているとはちょっと到底思えなくて、この交通量とか、この調査っていうのを、どういうふうになっているのかなというのは非常に疑問に思ったんですが、そこら辺疑問に思われたっていうことはないですかね。そして、もし交通量の調査、速度の調べ方とか、時間、どれくらいでそこを通過していくのか、時間とか、調査の仕方がもし分かればちょっと教えていただければと思って、聞いてみたいんですけども。

○国頭委員長 北村課長。

○北村都市整備課長 この交通量、道路交通センサスに基づくこの旅行速度なんですけども、これは国土交通省が5年に一度行っている調査です。各要所要所に調査員さんを張りつけて、交通量、台数だとかをやります。あと、旅行速度につきましては、ちょっと自分の記憶の中では、アンケート等を取られて、たしか総合的に解析して旅行速度を算出等をしているというふうに思っておりますけども、旅行速度の調査方法についてはちょっと今の段階で分かりかねます。以上です。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 ここで実際の、どういうふうに調査っていうのは、細かいところまでは確かに難しいのかもしれないですけども、あまりにもちょっと私の実感とかとかかけ離れているような気がいたしまして、何か改めてちょっとこれ調査し直したりとかしていただいたほうがいいのではないかと思います。ここの部分はその便益の中ではほとんどの部分を占めていますんで、この交通量のこと考えると、急激に費用便益が、数字が上がったということもありますんで、本当にそこまで効果があるのかっていうのをちょっと疑問に思いまして、ここ、改めて検討してもらいたいと思うんですけども、そこら辺、できるものなのかどうか教えていただけますでしょうか。

○国頭委員長 隠樹部長。

○隠樹都市整備部長 今回のこの交通量ですとかデータにつきましては、先ほどちょっと北村課長のほうも言いましたけども、平成27年に行いました交通センサスに基づく数字を適用しております、これによりまして昼間の12時間の平均旅行速度っていうのを、上り下りの平均値、これを採用しておるところでございますので、改めて調査ということはするつもりはございませんけども、データの的には現地の状況に適合した数字だという具合に理解しております。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 この資料の中にも平成27年の交通センサスでっていうことは書いてはあるんですけども、ちょっとあまりにも、例えば、総合事務所前の交差点から米子駅前までそれだけ時間がかかっているときっていうのは、明道地下道から総合事務所前までも、結構本当だったら時間がそこまで、そこで混んでるときっていうのはほかのところでも混ん

でるはずなのに、そこまでの差が出るっていうのが、非常に私の中では疑問に思ったので聞かせてもらったんですけども、そこまで、特にこれ以上調査することはないっていうことだったらしようがないんですけども、本当にここ、疑問に思っているというところだけは伝えて、申し上げておきたいと思います。

○国頭委員長 隠樹部長。

○隠樹都市整備部長 確かに又野委員がおっしゃいますように、時間帯ですとか、やっぱりその状況によってはある程度交通量に差が出てくるもんだという具合に思っています。先ほどもちょっと申し上げましたように、これは国土交通省が行って、よく交差点に人が立ってやっておられるのを見られたことがあると思うんですけども、あれでして、かなり大規模に、時間も長時間かけて調査をしておられます。このたびの調査につきましては、昼間におきまして、12時間という時間帯の平均値を取っておりますので、非常に混雑している時間帯もあれば、確かにすいてる時間帯もあるという具合に思いますけども、それらの状況の数値の平均値というものを取って旅行速度等々を抽出しておりますので、これにつきましては、現時点ではかなり正確なものであるという具合に我々は認識しておりますので、改めての調査等は必要ないという具合に思っております。

○国頭委員長 又野委員。

○又野委員 私も全て、ずっとそこにいるわけではないので、私の感覚として、そこを通ったときに、そういう時間がそこまで違うのかというのを疑問に思ったので聞かせていただきました。

あと、それと、意見になるんですけども、この事業委託契約の議案について、後で予算のほうでも出てくると思うんですけども、そちらの補償のことを考えると全体では63億から76、約13億円増えるということです。当初63億っていうことで説明があって、委託契約なんで、今の部分だとそれより金額は低い金額なんですけれども、それで議会で可決したということで、この部分がそんなに金額が上がるというのが、やはり大きなこれだけの金額ですんで、問題を感じています。というのが、もともとこの南北自由通路自体、金額が高いんじゃないかということで、市民の間でもいろいろ議論があった部分です。金額もそうですし、JRさんのほうへの補償費もそんなに払わないといけないのかっていうような意見もたくさん市民の方からは聞いてました。それを考えると、単純にこのまま増額を認めるというのも、私の中ではできないように考えてまして、市民の皆さんにも再度問いかけるなり、市民の皆さんで議論を求めるようなことも必要ではないかと私の中では考えておりますので、この議案については賛成しかねるという立場を今、表明をさせていただきます。以上です。

○国頭委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けての皆さんの御意見をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第112号、事業委託契約の締結についての議決の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…遠藤委員、田村委員、三嶋委員、安田委員、渡辺委員〕

**○国頭委員長** 賛成多数であります。よって、本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号、米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

遠崎建設企画課長。

**○遠崎建設企画課長** それでは、議案第113号、米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の指定管理者の指定について御説明いたします。

本年度末をもちまして指定管理期間を満了いたします。米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場を一括して管理する指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

11月の委員会で御説明しましたとおり、これらの施設の指定管理者を今年度募集いたしました結果、3団体の応募がございまして、評定の結果、株式会社大幸電設を指定管理者に指定しようとするものでございます。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。説明は以上でございます。

**○国頭委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けての委員の皆さんの御意見ををお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○国頭委員長** ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

議案第113号、米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐輪場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○国頭委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後2時30分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

都市経済委員長 国 頭 靖